

集落環境点検を実施しよう！野生獣に負けない集落を目指して！

獣害対策は、野生獣の生態や防除対策の正しい知識をもって集落ぐるみで獣害対策を実施していくことが効果的です。今回は、集落ぐるみで取り組みを進める際に実施する「集落環境点検」についてご紹介します。

集落環境点検とは

集落環境点検とは、集落と関係機関が連携・協力し、集落内を巡回して、被害状況、防護柵等の対策の実施状況、獣の足跡等を点検することです。これにより野生獣の出没原因を正しく認識し、地域の実情に応じた対策を行うことができます。

実施手順の例

①点検前の打ち合わせ

集落と関係機関で点検ルートや次の点検項目などを確認します。

- ・加害動物の行動状況
- ・被害の状況
- ・集落環境の状況
- ・現在までの対策の状況
- ・守り手の状況

②点検活動の実施

数班に分かれ、野生獣の移動経路・侵入経路等を記入していきます。

③被害マップの作成

各班で記録した情報や現在までの被害防止対策状況などについて地図上に書き込みます。

④被害防止対策の決定・対策の実施

被害マップをもとに集落の取り組み



べき対策を決定します。決定後は計画に基づき対策を実施します。

※町内では、令和2年度に鳥居平、西大路（水落地先）で集落環境点検が実施されました。獣害に強い集落ぐるみの対策を進めるため、集落環境点検をぜひ実施しましょう。

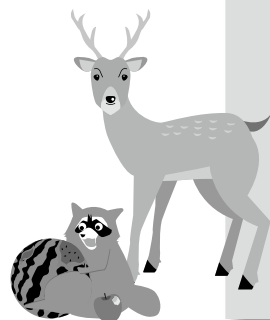
実施のご要望は、下記の日野町有害鳥獣被害対策協議会までご連絡ください。

日野町有害鳥獣被害対策協議会とは

鳥獣による農林被害を食い止めるため、取組地域の代表、県、町、猟友会等の関係団体構成された組織です。野生鳥獣の捕獲や被害防除の対策についての助言や技術紹介、研修など、集落ぐるみの獣害対策を支援しています。

※獣害対策アドバイザーが集落からの相談に応じています。

※滋賀県から認定を受けた者で、集落ぐるみの獣害対策について助言等を行います。



統計調査員を

募集しています



統計調査は、国や地域の社会経済の動きや国民生活の実態を知るために、欠かせない指標となります。
そのため、国勢調査をはじめとしたさまざまな統計調査が行われ、それらの調査の第一線で活躍していただくのが「統計調査員」です。
町では、統計調査員としてご協力いただける方を、随時募集しています。

☆調査員の仕事

調査票の配布や回収、回収した調査票の点検や整理などの仕事をしていただきます。

☆登録していただける方

1. 満20歳以上の方
2. 責任を持って調査事務を遂行できる方
3. 秘密の保護に関して責任を持てる方
4. 警察・税務・選挙業務に直接関係のない方
5. 暴力団員でない方、または暴力団員と密接な関わりがない方

☆調査員になるには？

登録申請書を町に提出していただきます。

☆調査の報酬

統計調査ごとに定められた報酬が支払われます。調査の内容や受け持ちの件数によって異なりますが、概ね2万円～6万円です。

☆調査の案内

調査を実施する1、2か月前に町からご案内します。

ご自身の都合に合わせて、調査業務の可否をお選びいただけますので、空いた時間を有効活用して調査を行っていただけます。

☆統計調査員の身分

統計調査員は、総務大臣や県知事から調査の都度任命される非常勤の公務員となり、守秘義務が課せられます。

なお、調査活動中に災害にあった場合は、公務災害補償が適用されます。

◆問い合わせ先 企画振興課 企画人権担当 ☎0748-52-6552

情報公開制度・個人情報保護制度 令和2年度の運用状況をお知らせします

町では、75,907件の公文書を所有しています(令和3年4月1日現在)。

日野町情報公開条例と日野町個人情報保護条例の定めにより、1年間の運用状況を皆さんにお知らせします。

情報公開制度とは

日野町情報公開条例(平成12年4月施行)に基づき、より開かれた町政をめざし、町民の皆さんからの請求に応じて公文書を公開する制度です。

情報公開の請求件数：17件
うち公文書の公開を決定した件数(部分公開を含む)：14件

非公開を決定した件数(請求された公文書が不存在を含む)：2件

その他(申請者による取り下げ)：1件

個人情報保護制度とは

日野町個人情報保護条例(平成15年10月施行)に基づき、町が所有する町民のみなさんの個人情報の取り扱いについて必要なルールを定め、みなさんが自分の情報を見たり訂正したりする権利などを保障し、プライバシーをより一層保護し公正で信頼されるまちづくりを進めるための制度です。

個人情報取扱事務登録数

個人情報(自己情報)の開示請求等：4件

◆問い合わせ先

企画振興課 秘書広報担当 ☎0748-52-6550